

えな報かづえ

英霊のみたま安かれ

しめやかに慰霊祭

川辺小学校

昭和四十四年度中津江村

戦没者慰霊祭が去る十月一日、川辺小学校講堂で厳粛におこなわれました。

慰霊祭は川辺中学校々庭の慰霊塔前で挙行するのが当然ですが、今年はいにく秋雨に見舞れ、式場を川辺小学校講堂に移されたも

昭和四十四年度中津江村の遺族は

当日は村内各地からの遺族九十一名、木下大分県知事代理をはじめ来賓多数の参列を得まして、午前十時

三十分から村長式辞、知事弔辞、村議長弔辞、遺族会長(中元直氏)弔辞があつて、三名のお坊さんのしめ

やかな読経のうちに遺族は

もちろん、参列者全員の焼香をおこない、み霊のめい福を祈りました。

慰霊塔には遠く日独戦争から、大東亜戦争にいたるまでの日本のため、尊い人命を捧げられた英霊二〇九柱が祀られております。

式終了のあと、村から遺族に対してさゝやかな神酒昼食を出し、遺族の方々の日ごろの御苦勞をなぐさめました。

(写真は慰霊祭)

「行政相談」運動週間について

先月村報でもおしらせしました行政相談について、本月は十二日から二十日までを「行政相談特別週間」と定められておりますので行政についてのいろいろの問題がありましたら、遠慮なく申出て下さい。

窓口は左記のとおりです
中津江村森林組合
電話(津江局) 一二八番

中津江村行政相談委員
川良 停

衛生関係行事

のお知らせ

現在、中津江村でおこなっている衛生関係の行事は毎月定期的の乳幼児検診、妊婦検診などのようなものから、突発的に発生する流行性感冒などの病気に對する予防注射等たくさんありますが、これらの実施について、そのつど、部落員さんの手をわずらわして来ました。また、これらの通知を回覧するにしましても最後の人が見るのは実施後になつていた例も少なくありません。

ところで、すでに回覧されたと思いますが、通知方法を次のようにあらためました。これは月別の「衛生行事実施日程表」を作成し、村内の全家庭に配布し、その表を家族全員に見ていた

き、立派な家族計画を立て対象者全員が出来るだけ参加していただくことを目的とするものであります。

なお今月より衛生車汲み取り日が本村は毎月一日、十一日、二十一日となりましたので汲み取り希望者は一週間程度は余裕をもって住民課に申し込んで下さい。

申し込みは電話で結構ですが、申し込みのない分は汲み取り計画の都合上、汲み取りが出来ない場合があります。

十月の衛生行事
小児マヒワクチンの授与
百日ゼキ、ジフテリの予防接種 (三回目)
妊婦検診、乳児検診、インフルエンザの予防接種 (一回目、二回目)
狂犬病予防接種、日赤家庭看護法講座、衛生車(汲み取り車)巡回など。
十月は体育の月
真夏がすぎ、やがてコタツの脚をしっかりと握りしめる日がやって来ます。
長い冬の「スタミナ」を蓄えるため、今のうちに十分体をきたえましょう。

「戦傷病者」の「戦没者遺族」

みなさんへ

さる第六十一国会で遺族援護法等の一部が下記のよう

戦傷病者関係

(一)障害年金が十月分から増額されます。

(二)第一款症以上の障害年金受給者で、扶養親族があるときは新たに次のように扶養加給が支給されることになりました。

扶養加給(年額)

※戦傷病者が軍人又は軍属の場合

配偶者 一万二千元
その他の一人に限り 七千二百円

その他の者一人につき 四千八百円

※戦傷病者が準軍属の場合

配偶者 八千四百円
その他の一人に限り 五千四百円

その他の者一人につき 三千三百六十円

(三)戦傷病者等の妻に対する特別給付金が第二款症及び第三款症(軍人は旧

第一款症及び第二款症)で傷病年金または傷害年金を受けている戦傷病者の妻にも支給されることになりました。

(四)旧軍人で、公務傷病による障害の程度が恩給法に規定された第一目症及び第二目症に相当する戦傷病者にも、国鉄無賃乗車券が交付されることになりました。

戦没者遺族関係
(一)遺族年金遺族給与金が十月分から増額されます
(二)被徴用者、動員学徒等が勤務に関連した傷病で死亡した場合、その遺族に特別遺族給与金及び特別弔慰金が支給されることになりました。

に併発した傷病で退職後死亡した場合、支給される遺族一時金の支給条件の制限期間が一般傷病二年が四年に、肺結核、精神病六年が八年に延長されました。

(五)特別弔慰金が支給される遺族の範囲が戦没者死亡当時生計関係がなかった兄弟姉妹まで拡大支給されることになりました

(六)戦没者の父母等に支給される特別給付金の支給

制限が若干緩和されて、父母と氏を異にした子や孫があつても支給されることになりました。

請求手続等
(一)遺族年金及び遺族給与金は現状届を提出するこ

で増額証書が交付されますが、その他はいずれも請求書を提出することになります。
(二)該当すると思われる方は役場社会課へ御相談下さい。

に病気の回復を助ける役目しか果しません。病気を療すのはあくまで私達の体です。

▼早期発見、早期治療
いうまでもなく病気は早

期に発見し早期に治療するのがいちばん治療効果も上り、医療費もムダがはぶけます。最近予防医学ということがしきりにいわれますが、医学の発展は精密な健康診断を可能にさせ、むづかしい病気も萌芽のうちにみつとることが出来るようになりしました。

体重の変動に注意

夏やせは発病のバロメーター

「暑さ寒さも彼岸まで」正しい医者のかゝり方として、
と夏の間食欲不振や、睡眠不足も解消出来る気候となります。

しかし、この時期を過ぎてもなお疲労感がぬけきらなかつたり、体重が減って夏まけが続いている方は、体のどこかに異常があると
思ってください。必ず健康診断を受けることをすゝめます。そこで

スピードを出したくなるのは人間の常、ところがドックイ、の前に
ブラブラしています。

▼運転歴の長い人、また運転神経のビリビリしている人は基準? スレスレまでは大丈夫とつい、サカズキ、コップ?を持つ傾向がそこに残っているようです
運転者自身、身のため家族のためを今一度考へ、法規を安全に守っていただきたいものです。

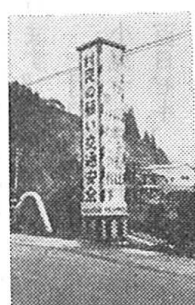
健康診断の機会があったら必ず受診しましょう。

その他、中年すぎたら年に一回は「ガン」の精密検査、心電図などもうけておきましょう。

道交法改正さる

青年団立ち上る

道路交通法が十月一日から改正され、いよいよ、酒飲み運転、無謀運転が徹底的に取締られる事になりました。
道路がよくなり、車の欠陥が補修されるといきお



(写真は安全塔)

このような願いから、中津江村青年団が「交通安全塔」を村内要所に建てました。この塔が無用の物になることを祈っています。

歩行者も必ず右側を歩くとか、横断には左右確認を
実行するなど全村民で交通安全の認識を高めたいものです。

農委の抱負

畑地活用で

特産の推進を

野田部落 五十四才

川野 仙次



去る七月の農業委員会委員改選にあたり、農家の皆さんの御支援により再度、不肖わたくし、農業委員となりました。御承知のとおり非才無智な者であります皆さんの御指導と御鞭撻をお願いして、本村畑地の活用に取組む覚悟でおりますよろしく御指導、御協力をお願いします。

前委員当時から各委員の方と、水稲・畑作及び農政について討議してまいりました。しかしながら、現在の農業は作付転換など大きな壁に当たっております。本村農業について当初、梅、栗に、取組みましたもの

地形的などから容易でなくむしろ各農家が小面積でも栽培可能な茶、コンニャクを推進し、畑地をフルに活用し今後の本村農業の方向づけをいたしたく思います

日照、排水の良い斜面畑地にコンニャクを栽培し、さいわい本村は地味にも恵まれ、栽培方法何如によつては相当の収量も見込まれ

価格は安定すれば決して本場広島にひけ目を憶えるものではないとせん。

日照その他条件の悪い畑においては茶園を形成し、生産量を確保し「津江茶」としての名声を広く村外に及ぼしたいものです。

農家各位の絶大なる御鞭撻をお願いします。

林業と併行した農業経営を

原部落 三十八才

永瀬 源 似

七月の改選で突然推せんをうけ、何もわからないまま、に農業委員会の末席を汚すことになりました。

もとより役職ははじめてであり今後大いに勉強して

皆様のために最大の努力をいたす所存です。申すまでもなく本村は、成長率、生産量とも全国一の折紙のつく日田杉の生産地であります。農地は一割にも満たず、更に下笠ダム建設によつて従来の穀倉地帯は水没する現実を見ると、本村農業の将来は誠に多難と思われまふ。過疎現象は特に顕著のものがあ

が、諸先輩、農家各位の限りない御指導を仰ぎ更に一段の努力をいたすつもりで

国民年金保険料の

追納のすすめ

国民年金では、生活に余裕がないときや母子福祉年金を受けているなどは、保険料を免除されます。しかし、将来年金を受けるときは、保険料をかけた人の三分の一になることは案外知られていないよう

です。たとえば、加入期間が十年の人の場合を比較してみますと、改正案では保険料

をかけた人の年金は年額六万円になります。

保険料を免除した人は三分の一ですので二万円しか

なりません。

年間で四万円もの差が生じるわけです。この四万円の差をなくすためには、「追納制度」があります。

追納保険料は、その人の都合次第で、何月分でもかけ金を納めることができます。

しかも別表のように免除を受けた当時の保険料でい

いわけです。

	35才以上	34才以下
36.4~41.12	150円	100円
42.1~43.12	250	200
44.1~	300	250

追納を希望される方は役場年金係にお申し出下さい

この人
敬老の日に
愛の善行
川辺部落
川津次男

毎年九月十五日の敬老の日が近づきますと、全国で



おとしよりに対しての善意のニュースを見たり聞いた

りするものです。中津江村にもこれらの人に決して劣ることのない人が居ります。その人は、川辺部落に住居し、津江郵便局に勤務している川津次男さんです。

川津さんは以前、とりやな部落に居りましたが下笠ダムで川辺に移住しました。敬老の日が制定されても久しくなりますが、毎年かならず敬老の日には「野田校区おとしより」に、リ

ンゴ、なしなどの果物を届け「おとしより」はもちろん婦人会などの関係者を喜ばせてくれています。

ときには現金の年もありますが、たとえその量が少なくとも、また少額であっても、毎年続けてくれることこそ、真の敬老といえま

しょう。川津さんは今日も重い郵便カバンを肩に、雨に濡れた山道をただ無心に配達に精を出しております。



狩猟免状の

交付があります

狩猟をしたい方は狩猟免状が必要であることは御承知のとおりです。

イ、狩猟免状申請書
ロ、狩猟者講習修了証明書又は写し
ハ、写真二枚（最近六ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽、ライカ版）

昭和四十四年度狩猟免状を左記の通り交付される事になりましたので、希望者は洩れなく受けて下さい。

(一)申請書受付
十月二十一日～二十三日
午前九時～午後二時

(二)場所
大分県日田事務所小会議室（淡窓町総合庁舎）

(三)申請書類
（村猟友会長 猪野司）

(四)狩猟免状関係の税および手数料（別表）
但し④の者は村長の証明書が必要です

(五)申請はなるべく村猟友会を通じて手続きのこと

狩猟免状の税および手数料

免 許 の 種 類	各県の免許ごとに		手数料
	免許税	入猟税	
① 当年度の県民税の所得割額を納付しないもの	円 700	円 1,000	円 1,700
① ①以外の者	1,500	1,000	2,500
丙	450	350	800

(六)詳細は日田事務所林業課に問合せ下さい。

援護相談会が開かれます

大分県援護課と本村共催による「援護相談会」が、十一月十二日（水曜日）午前十時から午後四時まで、大山町役場で開かれます。

もと、軍人軍属や戦死遺家族、引揚者等の方で、年金や一時金その他の給料をうけることなどについて、ご相談のある方はおいで下さい。

十月の気象と災害

十月の声を聞くと大陸から

ら移動性高気圧がやってくるようになり、天気は周期的に変わりやすくなって、晴れとくもりが交互にやってきます。そして後半には天気が安定して、高く澄みきった青空がみられるようになります。この頃になると燕は南の暖い国へとび立ち季節の進みは早くなって、朝夕の冷え込みは日一日と強まり、北の国からは、冬のたよりが届きます。

初霜や、初雪のたよりを聞くのもこの頃です。

ところで、ことは、低気圧は日本海側を通り、移動性高気圧の経路は南にかたよる傾向であると予報されています。したがって、太平洋側は中間以降秋晴れの好天に恵まれるものと予想されます。

▼十月の台風
しかし、気象庁が発表した最近三十年の台風資料によりますと、十月に日本に上陸した台風は十個もあります、すなわち、三年に一回は上陸する勘定です。

十月は北の方から冷たい空気が流れこみ、南の方からやって来る台風の高温で多

交通災害共済加入しめきる

加入率二〇、一%

日毎に激増する交通災害に対して、県下町村が一諸になつて不慮の事故に備へて発足した「大分県町村交通災害共済」は、昭和四十四年度（十月一日より来年三月末日まで）分が去る、九月三十日で締切られます。

村当局が予想していた三

農事メモ

稲の適期刈取り

* 刈取り

稲刈り時期の適否は、米質に大きく影響を与へます

早刈りは登熟が不完全なため青米が多く、米質も収量も落ちるので極端な早刈りは禁物で、出穂後四十五日から五十日目頃の穂のほとんどが黄熟した頃が適期です。反対に遅くなると、米

* 乾燥

乾燥はもみに送る空気中の湿度、湿度、風量および、もみの含水率によって違ってきます。乾燥機使用の場合で、もみの水分が高いものは数時間、常温通風をし

の色が悪く、胴割れが出て品質が落ちます。もみの九〇％程度が黄色となり、穂軸の先端から三分の一位が黄変したら、茎葉に多少の緑色が残っていても刈取りの適期です。

てある程度もみの水分を下げてから加温空気を送るようにして下さい。晴天で湿度の低いときは、気温より熱風温度を摂氏五度から十度位の高める程度に、また曇、雨天のときは十度から十五度位高め、温度は三十五度以上にならないように注意し、水分は十四％程度で止め、過乾燥にならないようにして下さい。

白菜

十一月から年内に収穫す

